

## 小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン

### (目的)

太陽光をエネルギー源とする発電設備の設置事業について、志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例(以下「市再エネ条例」という。)の適用除外事業(比較的小規模な下記事業)についても、住環境への影響や各地域が有する自然環境や景観特性を踏まえ、周辺への一定の配慮が必要なことから本ガイドラインを策定する。

### (対象事業)

土地に自立して設置する、事業区域の面積が 1,000 平方メートル未満の事業及び事業区域の発電出力が 50 キロワット未満の事業

### (設置方法)

色 彩	太陽光パネルの色彩は、周辺の景観になじむよう明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用しましょう。
設置位置 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者、運転者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵等を設置しましょう。</li> <li>・ 主要な眺望点や道路及び住宅などから見た場合に、景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。</li> <li>・ 太陽光パネルの反射光や反射熱などにより近隣住民の生活環境が悪化しないよう配置の工夫や植栽などにより対策をしましょう。</li> <li>・ 騒音を発生する設備(パワコン等)は、近隣に配慮した位置に設置しましょう。</li> </ul> <p>&lt;例示&gt;</p>
自然環境 への配慮	伐採や造成等を行う場合は、排水計画を立て土砂等が流出しないよう対策をしましょう。また、地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。
設備の安全 性など	設備の安全性は、所有者(設置者)等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないように、適正な設置及び維持管理をしましょう。
附属設備 など	パワーコンディショナーや分電盤、送電柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用しましょう。
標識の 設置	発電出力が 20 キロワット以上の設備は、市再エネ条例第 10 条の規定により、同施行規則第 11 条に定める様式第 22 号及び様式第 23 号の標識を設置してください。
撤去など	事業中止時又は事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、方法並びに必要な費用を見込んだ事業計画を策定しましょう。

(関連法)

土地に自立して設置する小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業にあっても、下記に掲げる個別法の適用区分を確認する必要があります。

法令名	所管部署
自然公園法	環境省志摩自然保護官事務所
景観法（志摩市景観条例）	志摩市都市計画課
農地法、農業振興地域の整備に関する法律	志摩市農林課（農業委員会）
森林法	志摩市農林課
文化財保護法	志摩市生涯学習スポーツ課
急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律	三重県志摩建設事務所管理課
砂防法	三重県志摩建設事務所管理課
海岸法	海岸管理者
港湾法、漁港漁場整備法	港湾管理者、漁港管理者
河川法	河川管理者
地方税法	志摩市課税課
その他	各所管機関担当部署

(その他)

- ・事業区域の近隣住民及び隣接地の所有者や造成工事等を伴う場合は、下流域の漁業者（漁協）等に対し説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めてください。
- ・事業全体の計画及び実施については、資源エネルギー庁のガイドラインに基づいて進めてください。

平成29年12月1日

志摩市市民生活部環境課